

そこが知りたい!

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ: OECD 移転価格ガイドライン改定案について

1月のニュースレターにおいて、OECD移転価格ガイドライン第1章~第3章の改定案¹が公表されたことは既に紹介しましたが、今回はその主な変更点について解説します。

この改定案は、OECD 租税委員会が 2006 年 5 月に行った「比較可能性に関する討議草案」及び 2008 年 1 月に行った「取引単位利益法に関する討議草案」を踏まえたものとなっています。 2

これは国際取引が複雑化するにつれ、従来のガイドラインでは当局及び納税者双方共に十分な移転価格対応ができなくなったことが考えられます。今回の改定案の序文でも、「移転価格算定方法は、状況に応じ、最も適切な方法であるべきである。」と記されているとおり、従来の基本三法中心の考え方から、取引単位利益法の適用可能性を広げる方向に向いているようです。

1. 移転価格算定方法の適用順位について

現行のガイドラインでは、独立価格比準法、原価基準法及び再販売価格基準法のいわゆる「基本三法」を優先適用し、これらが使用できない場合に、取引単位営業利益法(TNMM)や利益分割法 (PS) を適用することができるとされています。

今回の改定案は、移転価格の算定について、「常にその状況に応じた最適な方法を見いだすこと目的とする。」(改定パラグラフ 2.1)とされています。また、最適な方法を適用するに当たって、「状況に応じて最適な方法を適用するということは、全ての算定方法について分析する必要があるという意味ではない。」(改定パラグラフ 2.7)とも記述されています。

本邦法令では、基本三法の優先性について租税特別措置法第66条の4第1項第1号で規定されていますが、仮に今回のOECDガイドライン改定案を導入する場合には、法律の改正が必要となります。現在のところ、法律を改正するかどうかについては明確になっていませんが、今後、課税当局及び納税者にとって基本三法を優先すべきか否かの議論を行うが必要があると考えられます。

2. 比較可能性について

改定案では、比較可能性の分析方法について述べています。これは今後も増加すると見込まれる取 引単位利益法の適用に対応し、比較可能性を担保するためであると考えられます。

改定案では、比較可能性の分析を行う場合、納税者を取り巻く状況の分析や、差異の調整の要否など、10 段階のプロセスが例示されています(改定パラグラフ 3.5)。また、比較対象企業を選定する際、まず主だった比較対象企業を探し出し選考範囲を広げていく「追加的アプローチ」や、データベースなど入手可能な情報をもとに、一定の基準に従い比較対象企業を絞り込むような「演繹的アプローチ」(改定パラグラフ 3.40~3.41)が述べられています。

 $^{^1}$ PROPOSED REVISION OF CHAPTERS I-III OF THE TRANSFER PRICING GUIDELINES $9^{\rm TH}$ SEPTEMBER $2009-9^{\rm TH}$ JANUARY 2010

² OECD は改定案について、2010年1月8日までコメントを受け付けていましたが、1月14日付で、産業界など各方面から集まったコメントを公表しています。